

第 1 廃棄物処理棟非常灯の交換作業

仕様書

1. 件名

第1 廃棄物処理棟非常灯の交換作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、機構）原子力科学研究所 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理課の第1 廃棄物処理棟の非常灯の交換作業を実施するために、当該業務を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

本作業は、電気工事、高所作業、第1種管理区域内作業が含まれるため、受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 第1 廃棄物処理棟

4. 納期

令和7年3月14日

5. 作業内容

5.1 対象設備

避難用照明設備 22台 （図1 赤枠内）参照

5.2 作業範囲

- (1) 避難用照明設備の交換
- (2) 点灯試験
- (3) 作業報告書作成

5.3 作業内容及び方法

- (1) 避難用照明設備の交換
 - ① 足場の設置（必要な場合のみ）
 - ② 既設器具の取外し
 - ③ 新設器具の取り付け（電気工事）
- (2) 点灯試験

点灯試験は設置後48時間以上通電し、十分に充電された後に行う。

- ① 照度測定
照度計を用い、代表地点の照度を測定する。
- ② 点灯時間試験
全ての設備が30分以上点灯していることを確認する。
- (3) 作業報告書の作成

6. 業務に必要な資格等

- ① 第2種電気工事士
- ② 足場の組立て等作業主任者
- ③ 足場の組立て等作業従事者

7. 支給物品および貸与品

7.1 支給品

- (1) 作業期間中に管理区域内作業時で使用する電気、水及び放射線防護資材等は無償にて支給する。
- (2) 天井直付型 LED 非常用照明器具 ～3m用 16個
- (3) 天井直付型 LED 非常用照明器具 ～6m用 18個
- (4) 天井直付型 LED 非常用照明器具 ～8m用 20個

7.2 貸与品

- (1) 高所作業台
- (2) 脚立
- (3) 梯子

8. 提出書類

- | | | |
|--------------------------------------|-----------|----|
| ① 作業要領書（ただし以下で構成すること）
作業要領※、作業員名簿 | 契約締結後速やかに | 2部 |
| ② 作業工程表 | 契約締結後速やかに | 1部 |
| ③ 作業日報 | 当日分を翌日までに | 1部 |
| ④ 工事・作業安全チェックシート（機構様式） | 作業開始前までに | 1部 |
| ⑤ 工事・作業管理体制表（機構様式） | 作業開始前までに | 1部 |
| ⑥ リスクアセスメントワークシート | 作業開始前までに | 1部 |
| ⑦ KY・TBM実施シート（機構様式） | 作業日ごと作業前に | 1部 |

- | | | |
|----------------|-----------|----|
| ⑧ 作業報告書 | 作業終了後速やかに | 1部 |
| ⑨ 打合せ議事録 | 打合せ後速やかに | 1部 |
| ⑩ 作業責任者認定証の写し | 作業開始前までに | 1部 |
| ⑪ 指定登録に必要となる資料 | 契約締結後速やかに | 1部 |

※以下の事項を含むものとする。

- (1)作業等の安全管理体制
- (2)作業工程
- (3)作業要領・手順（必要な保護具の装着に関することを含めること。）
- (4)計画外作業の禁止
- (5)異常時の措置

（提出場所）

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 バックエンド技術部
放射性廃棄物管理課

9. 検収条件

「5.3（2）点灯試験」の合格、「8. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 適用法規・規則等

(1)関係法令

- 1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 2) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- 3) 労働安全衛生法
- 4) 消防法
- 5)建設基準法
- 6) その他機構が必要と認めるもの

(2)所内規程

- 1) 原子力科学研究所原子炉施設保安規定
- 2) 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
- 3) 原子力科学研究所放射線障害予防規程
- 4) 原子力科学研究所放射線安全取扱手引
- 5) 原子力科学研究所安全衛生管理規則

- 6) リスクアセスメントの実施要領
- 7) 危険予知 (KY)活動及びツールボックスミーティング (TBM)実施要領
- 8) 工事・作業の安全管理基準
- 9) 原子力科学研究所電気工作物保安規程
- 10) その他機構が必要と認めるもの

11. 特記事項

(1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

(3) 受注者は異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

12. 検査員及び監督員

検査員 一般検査 管財担当課長

監督員 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理課長

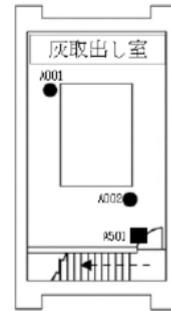
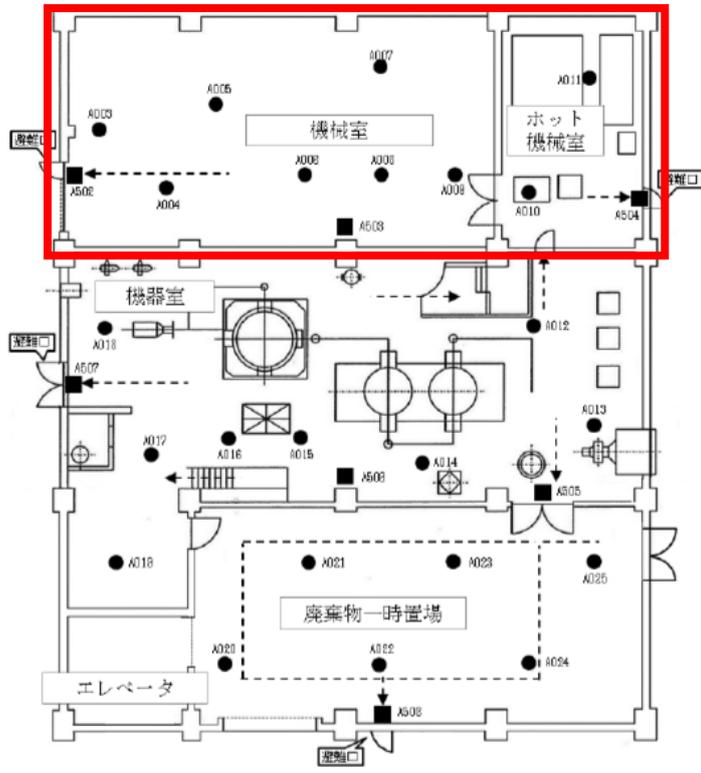
バックエンド技術部 放射性廃棄物管理課 処理第1チームリーダー

13. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

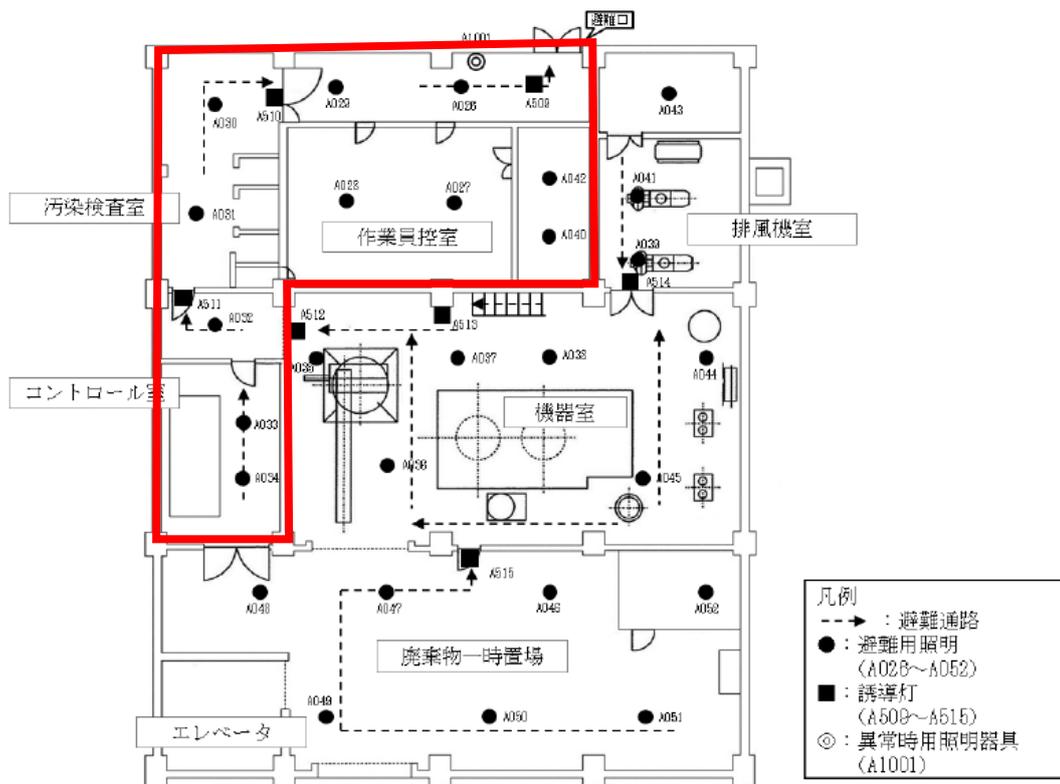
(2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上



地階

- 凡例
- > : 避難通路
 - : 避難用照明 (A001~A025)
 - : 誘導灯 (A501~A508)



2階

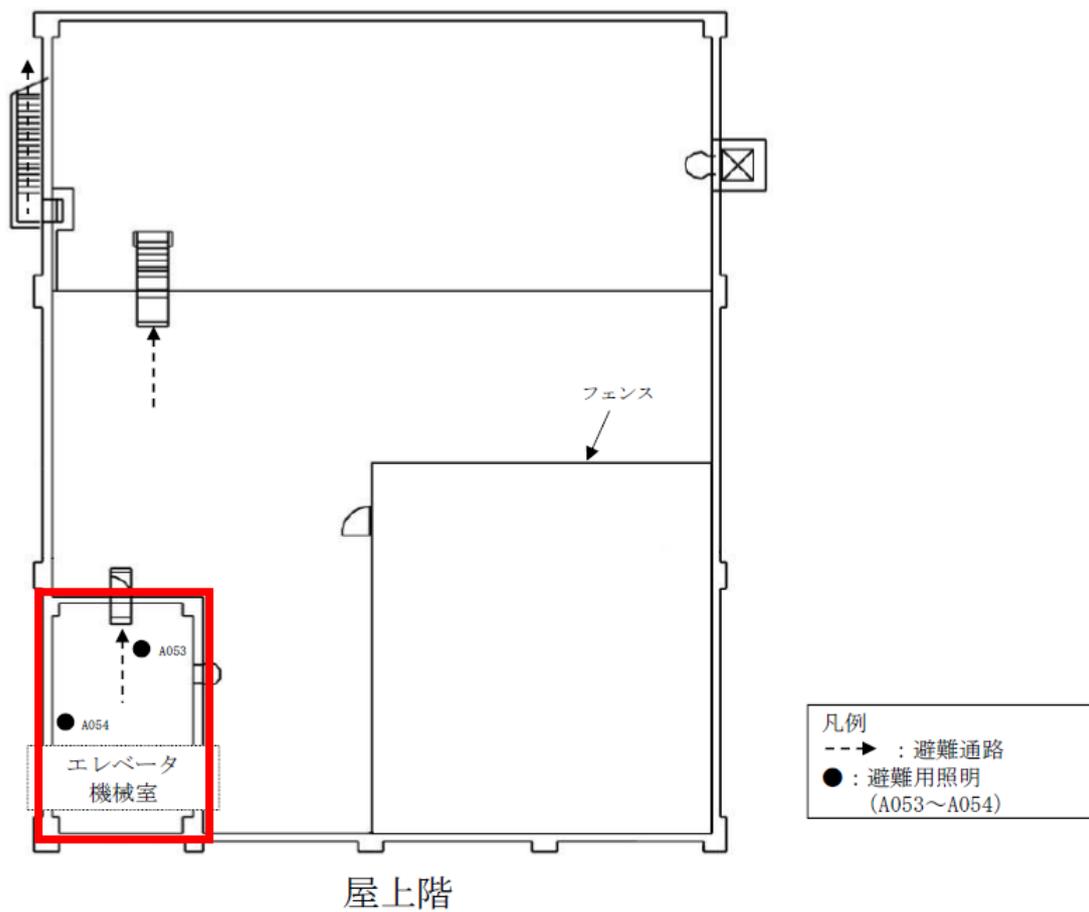


図1 第1廃棄物処理棟の避難用照明、誘導標識及び誘導灯配置図